

随意契約（相手方指定）調書

件名	旧尾竹橋清掃作業所撤去工事修正設計業務委託	No.5100058
工（納）期	令和9年3月17日	
契約締結日	令和8年5月11日	
契約金額	9,460,000円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社千代田コンサルタント (法人番号：5011501013443)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

<p>件 名</p>	<p>旧尾竹橋清掃作業所撤去工事修正設計業務委託</p>
<p>指名業者 (案)</p>	<p>名 称 株式会社千代田コンサルタント 代表者 首都圏営業部長 青木 浩 所在地 東京都千代田区神田須田町二丁目6番地</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は旧尾竹橋清掃作業所内にある施設等の撤去工事にあたり、これまで実施した設計及び撤去影響検討業務の成果を基に、撤去工事修正設計を行うものである。 主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得て、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 本件業務委託は、令和7年度までに実施した撤去工事設計及び既設護岸等への撤去影響検討と、都河川部との協議結果を踏まえ、工事の発注に向けた詳細な修正設計を行うものであるため、当初から区の方針や設計意図、設計対象地の状況及び課題等を熟知している上記業者に委託することで、迅速かつ確実に履行できる。</p> <p>② 令和7年度までに実施した撤去工事設計及び既設護岸等の業務委託においては、区の指示に対し、的確に対応するとともに、要求した事項に対し積極的な提案がなされるなど、履行状況は良好であった。</p> <p>③ 上記業者は、東京都発注業務をはじめ、数多くの自治体や企業から河川工事を含む設計業務を多数受託しており、豊富な経験と実績を有していることから、確実な業務の履行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p>